

昭和四年四月十五日第三種郵便物認可

# 鳥取県公報

毎週火曜日及び  
金曜日発行  
(当日は、  
翌日翌日  
に替り)

### 目 次

◇ 告 示 健康保険法による保険医の登録

国民健康保険法第三十九条第一項に規定する登録があつたものとみなされるもの

被爆者一般疾病医療機関の指定

定期種牡畜(山羊)検査の実施

保安林予定森林にする旨の通知

土地改良法による換地計画の適否の決定

土地の用途廃止

◇ 正 誤 鳥取県本庁事務決裁規則等の一部を改正する規則中訂正

### 告 示

鳥取県告示第五百七十九号

健康保険法(大正十一年法律第七十号)第四十三条ノ五第一項の規定により、次のように保険医の登録をしたので、保険医療機関及び保険薬局の指定並びに保険医及び保険薬剤師の登録に関する政令(昭和三十二年政令第八十七号)第九条の規定により告示する。

昭和四十五年八月二十五日

鳥取県知事 石 破 二 朗

氏 名	住 所	登録の記号 及び番号	登 録 の 年 月 日
森 秀麿	米子市両三柳官有無番 地公務員宿舍	鳥医 第一五三〇号	昭和四十五年七月三十日
藤井 卓	鳥根県能義郡広瀬町 広瀬一九三八	鳥医 第一五三二号	"
日吉 克己	米子市角盤町一丁目 角一荘	鳥医 第一五三三号	"
池田 嘉之	米子市桃町二丁目 一五一	鳥医 第一五三四号	"
山内 教宏	米子市両三柳 四四五〇の二	鳥医 第一五三五号	"
中野 輝博	日野郡日野町根雨	鳥医 第一五三六号	昭和四十五年八月 三日

鳥取県告示第五百八十号

健康保険法(大正十一年法律第七十号)第四十三条ノ五第一項の規定により、次のように保険医の登録をしたので、保険医療機関及び保険薬局の指定並びに保険医及び保険薬剤師の登録に関する政令(昭和三十二年政令第八十七号)第九条の規定により告示する。

昭和四十五年八月二十五日

鳥取県知事 石 破 二 朗

氏名	住所	登録の記号及び番号	登録の年月日
西川 清方	米子市錦町二丁目古徳方	鳥医 第二五三七号	昭和四十五年八月六日
和田 勝祥	米子市錦町二の九〇 金田方	鳥医 第二五三八号	"
渡部 和彦	安来市安来町 一三七三の九	鳥医 第一五三九号	"
今井 淳子	米子市靴町二丁目一三 四山田マンション一号	鳥医 第一五四〇号	昭和四十五年八月七日

鳥取県告示第五百八十一号

国民健康保険法（昭和三十三年法律第九十二号）第三十九条第三項の規定により同法同条第一項に規定する登録があつたものとみなされるものを、療養取扱機関の申出の受理並びに国民健康保険医及び国民健康保険薬剤師の登録に関する政令（昭和三十三年政令第三百六十三号）第九条の規定により、次のとおり告示する。

昭和四十五年八月二十五日

鳥取県知事 石 破 二 朗

登録の記号及び番号	氏名	登録の年月日
鳥国医第一五三〇号	森 秀 麿	昭和四十五年七月三十日
" 第一五三三三号	日 吉 克 己	"
" 第一五三四号	池 田 嘉 之	"
" 第一五三五号	山 内 教 宏	"

" 第一五六六号	中野輝博	"	八月三日
" 第一五三七号	西川清方	"	六日
" 第一五三八号	和田勝祥	"	"
" 第一五四〇号	今井淳子	"	七日
" 第一五四二号	今井司郎	"	十五日

鳥取県告示第五百八十二号

原子爆弾被爆者の医療等に関する法律（昭和三十二年法律第四十一号）第十四条の三第一項の規定に基づき、被爆者一般疾病医療機関を次のとおり指定したので、原子爆弾被爆者の医療等に関する法律施行規則（昭和三十三年厚生省令第八号）第二十二条において準用する同規則第十二条の規定により告示する。

昭和四十五年八月二十五日

鳥取県知事 石 破 二 朗

指定年月日	名称	所在地
昭和四十五年八月十八日	国立三朝温泉病院	東伯郡三朝町山田 六九〇番地

鳥取県告示第五百八十三号

鳥取県種牡畜検査条例（昭和二十四年三月鳥取県条例第十一号）第五条第一項に規定する定期種牡畜（山羊）検査を実施するので、同条例同条第

四項の規定により、次のとおり告示する。

昭和四十五年八月二十五日

鳥取県知事 石 破 二 朗

検査期日 検査開始時刻 検査場所

九月十四日 午前九時 日野郡日南町 生山家畜市場

“ 十六日 “ 鳥取市国安 東部家畜市場

“ “ 午後一時 八頭郡船岡町船岡 船岡家畜市場

“ 十七日 午前九時 倉吉市八屋 倉吉家畜市場

“ “ 午後一時 東伯郡東伯町 東伯家畜市場

“ 十八日 午前九時 米子市吉岡 西部家畜市場

鳥取県告示第五百八十四号

次の森林を保安林予定森林にする旨の通知を受けたので、森林法(昭和二十六年法律第二百四十九号)第三十条の規定により告示する。

昭和四十五年八月二十五日

鳥取県知事 石 破 二 朗

一(一) 保安林予定森林の所在場所

八頭郡智頭町大字奥本字山本六二四の一、六二四の三、六二六の一、六二七の一

(二) 指定の目的

土砂の崩壊の防備

(三) 指定施業要件

1 立木の伐採の方法

(1) 主伐は、択伐による。

(2) 主伐として伐採をすることができる立木は、八頭地域森林計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

(3) 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

2 立木の伐採の限度

次のとおりとする。

二(一) 保安林予定森林の所在場所

米子市愛宕町四九の一から四九の三まで

(二) 指定の目的

土砂の崩壊の防備

(三) 指定施業要件

1 立木の伐採の方法

(1) 主伐は、択伐による。

(2) 主伐として伐採をすることができる立木は、米子地域森林計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

(3) 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

2 立木の伐採の限度

次のとおりとする。

(「次のとおり」は、省略し、関係書類を鳥取県農林部造林課、智頭町役場及び米子市役所に備え置いて縦覧に供する。)

鳥取県告示第五百八十五号

昭和四十五年七月八日付けで西伯郡西伯町大字法勝寺三七二番地大田第二土地改良区から申請のあつた大田地区の換地計画については、審査した結果適当と認めためたので、土地改良法（昭和二十四年法律第百九十五号）第五十二条の二第四項において準用する同法第八条第五項の規定により、次のとおり告示する。

昭和四十五年八月二十五日

鳥取県知事 石 破 二 朗

一 縦覧に供する書類  
換地計画書の写し

二 縦覧に供する期間

昭和四十五年八月二十五日から二十日間

三 縦覧に供する場所

西伯町役場

四 異議の申出

利害関係人は、この告示に係る決定に対し異議があるときは、縦覧期間満了の日の翌日から起算して十五日以内に知事に申し出ることができ

**鳥取県告示第五百八十六号**

建設省所管国有財産の次の土地は、昭和四十五年八月十八日から用途廃止した。

昭和四十五年八月二十五日

鳥取県知事 石 破 二 朗

場	所	面積 (平方メートル)	用途
鳥取市湖山町字下外浜一、二六五ノ二番地先から 一、二六五ノ一四番地先まで		二五・五六	道路敷

**鳥取県告示第五百八十七号**

建設省所管国有財産の次の土地は、昭和四十五年八月二十日から用途廃止した。

昭和四十五年八月二十五日

鳥取県知事 石 破 二 朗

場	所	面積 (平方メートル)	用途
岩美郡岩美町大字浦富字坊谷三〇三番地先から 三〇七番地先まで		七四・九三	道路敷
字甥子谷口三二二番地先		二九・五三	"
三二二番地先		一九・五五	"
字坊谷口二七三ノ一番地先		三三・〇六	"
字甥子谷口三二七番地先から 三二四番地先まで		五一・〇〇	水路敷
三二二番地先から 三二七番地先まで		二二八・一四	堤塘敷

**鳥取県告示第五百八十八号**

建設省所管国有財産の次の土地は、昭和四十五年八月二十日から用途廃止した。

昭和四十五年八月二十五日

鳥取県知事 石 破 二 朗

倉吉市上井字宮ノ前一九二ノ三番地先	場	所	(平方メートル)	積
			九五・〇二	用途
				水路敷

正 誤

鳥取県本庁事務決裁規則等の一部を改正する規則(昭和四十五年八月鳥取県規則第七十七号)中次の箇所に誤りがあつたので、訂正する。

頁 段 行 誤 正

一 下 十二及び十三 場合を除く。 該当する場合を除く。

〃 〃 終わりから二 場合を除く。 該当する場合を除く。